

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第85号

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

第21条中「第36条」を「第36条第2項」に改める。

第22条の見出し中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条中「不服申立てに対する決定（裁決）に基づく開示実施日等通知書」を「審査請求に対する裁決に基づく開示実施日等通知書」に改める。

第29号様式注以外の部分中「不服申立て」を「審査請求」に、「第35条第1項」を「第36条第1項」に、「同条例第36条」を「同条第2項」に改め、同様式注2中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同様式を同様式1 処分についての審査請求用とし、同様式に次のように加える。

2 開示請求に係る不作為についての審査請求用

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

様	年 月 日
	実施機関の名称 <div style="text-align: right;">印</div>

年 月 日付けの開示請求に係る不作為に対する審査請求について、京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定により、京都市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条第2項の規定により通知します。	
開示請求書に記載されている公文書の件名又は個人情報の内容	
諮問をした日	年 月 日
担 当 部 局	電話 ー

3 訂正請求又は利用停止請求に係る不作為についての審査請求用

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

様	年 月 日
実施機関の名称	
印	

<input type="checkbox"/> 訂正請求 年 月 日付けの に係る不作為に対する審査請求について、 <input type="checkbox"/> 利用停止請求	
京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定により、京都市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条第2項の規定により通知します。	
訂正請求又は利用停止請求に係る個人情報記録されている公文書の件名	
審査請求に係る訂正請求又は利用停止請求の内容	
諮問をした日	年 月 日
担 当 部 局	電話 ー

注 該当する□には、レ印がしてあります。

第30号様式中「不服申立てに対する決定（裁決）に基づく開示実施日等通知書」を「審査請求に対する裁決に基づく開示実施日等通知書」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)